

感対第 846-5号  
令和4年9月21日

県内市町村感染症対策担当課長様

埼玉県保健医療部感染症対策課長  
(公印省略)

### Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（周知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和4年9月12日付け(令和4年9月20日最終改正)厚生労働省事務連絡が発出されました。当該事務連絡においては、令和4年9月26日(月)より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直しを行うこととされ、見直し後の運用等の詳細が示されました。

それに伴い、本県においても、下記のとおり新たな運用を開始いたしますので、お伝えいたします。

つきましては、内容を御了知いただき、関係機関への周知をお願いいたします。

#### 記

##### 1 発生届出の対象

患者の発生届出の対象を

- (a) 65歳以上の者
  - (b) 入院を要する者
  - (c) 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者
  - (d) 妊婦
- の4類型に限定することとする。

##### 2 陽性者支援センター(健康フォローアップセンター)の整備

- (1) 4類型の方は従来どおり、診療・検査医療機関を受診し陽性と診断された場合、確定診断した医師が発生届を提出し、保健所などにより健康観察を行う。
- (2) 4類型以外の方(以下、届出対象外の方)は、陽性と診断されても発生届が提出されなくなるため、感染症法第44条の3第2項に基づき、陽性者本人に

対し、新たに設置する「陽性者登録窓口」に必要な情報を登録し、My HER-SYSを活用し自ら健康観察を行うよう求めることとする。

陽性者の体調が悪化した時には、看護師が駐在する「陽性者相談窓口」に相談し、必要に応じて受診できるようにする。

### 3 届出対象外の方への健康観察の実施

届出対象外の方のうち、特に健康状態の把握に留意が必要な以下の方については、かかりつけ医による健康観察を継続する。

悪性腫瘍治療中の方、慢性腎臓病、慢性肝臓病のある方、免疫抑制剤使用者、透析患者、障害のある方、12歳未満の子ども

### 4 生活支援サービス

#### (1) パルスオキシメーターの貸与

- ① 4類型の方については、引き続き、市町村を通じて貸与する。
- ② 届出対象外の方については、希望する方に対して貸与する。

#### (2) 配食サービス

終了する。ただし、在庫がある限り、希望制にて配布する。

#### (3) 宿泊療養施設

届出対象かどうかにかかわらず、電子申請で申し込む。

### 5 届出対象外の方への登録促進、陽性者相談窓口等の周知

- (1) 届出対象外の方への登録促進のため、診療・検査医療機関において、検査を行った場合には、県が作成するチラシを配布いただきたい【別添】。
- (2) 届出対象外の方の体調悪化時の連絡先をホームページ等、多くの広報手段を用いて周知を図る。

### 6 患者数の報告の方法

- (1) 見直し後は、日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数が報告の対象となるため、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師(医療機関)の方には、発生届が出された者の人数も含めて、HER-SYSの総数の入力画面により入力をお願いする(やむをえずHER-SYSにより入力ができない場合の様式は、令和4年9月12日付け(令和4年9月14日最終改正)厚生労働省事務連絡の別紙を参照)。ただし、当該患者を診療しなかった日や休診日においては、医師(医療機関)は報告を行う必要はない。
- (2) この取扱いは、9月26日(月)診療分から開始する。9月25日(日)までの診療分は従来どおり全ての陽性患者について発生届を提出すること。

## 7 医療費等の公費支援

今回の見直し時においては変更しない。

なお、発生届の対象外の方の取扱いについては、下記のとおりとなる。

- ①医療機関を受診し、陽性が判明したが、発生届対象外の者
- ②自己検査等（無料検査事業により検査を行う場合を含む。）で陽性が判明し、医療機関を受診せず、「検査確定診断登録窓口」で診断を受けた者
- ③自己検査等で陽性が判明したが、医療機関を受診せず、「検査確定診断登録窓口」でも確定診断を受けていない者

①及び②にあっては「陽性者登録窓口」への登録の完了の有無を問わず、「都道府県が実施する宿泊療養・自宅療養の対象になった軽症者等」となり、28110609公費の対象となる。

③にあっても、医療機関を受診し、コロナ患者と診断されれば、28110609公費を使うことができる。診断にあたっては、必ずしも医療機関で改めて検査が必要であるわけではない。

公費の請求に当たって、陽性確認を行う際は、厚生労働省事務連絡6.（5）の方法により実施されたい。

## 8 外来診療の対応について

令和4年1月24日（令和4年2月24日一部改正）厚生労働省事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」）

1. ③において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断する取扱い（いわゆる「みなし陽性者」）が示されているが、見直し後に、当該濃厚接触者が届出の対象者に該当する場合には、当該事務連絡で示された疑似症患者としてではなく、患者として発生届を提出すること。他方、これまでどおり、臨床症状をもって診断があった場合には、届出の対象となるかにかかわらず、公費支援の対象となる。

## 9 適用日

令和4年9月26日（月）

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL：048-830-3557

E-mail：a7500-13@pref.saitama.lg.jp